

平成25年第9回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年9月20日
午後2時30分～午後4時49分
場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

皆様、こんにちは。かなり秋らしいさわやかな晴天が続いておりますけれどもお元気でいらっしゃいますでしょうか。ただいまより平成25年第9回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく、本日の会議録署名委員であります。2番の寺村委員と3番の石川委員でございますのでよろしくお願いたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いします。

○教育長（木戸義夫） 私からは、8月22日に発表されました「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会中間まとめ」についてお話しをさせていただきたいと思います。

まず、日本を取り巻く現状として、若者の理工系離れが進む一方、優秀な研究者や技術者の退職により、将来的に我が国の科学技術における存在感が低下することへの懸念が指摘されており、科学技術分野において次代を担う優れた人材を育成することが、科学技術立国である我が国の喫緊の課題である。としております。

そして、こうした人材を育成するために、公立で全国初となる「都立小中高一貫教育校」が設置されることとなりました。

小中高一貫教育や中高一貫教育については、公立の学校でも取り組まれておりますが、課題も指摘をされているところであります。

小中高一貫教育の課題としては、一例として、中学校から高等学校への進学時に一貫教育の継続性が断ち切られることがあげられ、中高一貫教育の課題としては児童が都内広域から入学するため、出身小学校ごとに教育の重点や校風がさまざまであることから、中学校入学当初に小学校での学習や学校生活のきまりが様でないことなど、それぞれ課題があげられております。

こうした一方で、小中高一貫教育は義務教育を一貫して受けることができるといった小中高一貫教育のよさと、中学校から高等学校への進学の際に受験がないことから学校生活が連続し、自らの興味関心に応じた学習や活動に集中できるといった中高一貫教育のよさの両面をあわせ持っている。としています。

小中高一貫教育は12年間にわたる系統的・継続的な指導を可能にし、早期に見出された児童・生徒の優れた資質や能力を最大限に伸ばすことができるとともに、6歳から18歳までの異年齢集団による活動や一貫した校風、校訓のもとでの人格形成を可能とするものである。と、小中高一貫教育の意義を強調しています。

お手元に、設置の基本的考え方や教育理念など、中間まとめの概要をお示ししておりますが、3の教育課程の部分では、従来の6・3・3制から、4・4・4制、小学校1年から4年までを「基礎期」、小学校5年から中学2年までを「拡充期」、中学3年から高校3年までを「発展期」、と位置づけ、児童生徒の心身の発達段階を考慮して、4年ごとのまとまりで教育内容を編成することとしています。

こうした構想をもとに、東京都は平成29年4月の開校を目指して小学校1年から4年までの課程は、東京都目黒区の旧都立芸術高等学校跡地に。小学校5年以

降8年間の過程は、武蔵野市にある都立武蔵高等学校・同附属中学校に設置することとしており、今後小学校入学者決定の仕組みや、接続期における進学・募集の仕組み、教職員の体制等を検討し、来年3月に最終意見報告を発表する予定であります。

以上、都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会中間まとめについてお話しをさせていただきました。

なお、教育委員会名義使用承認はお手元に御配布のとおり4件となっておりますのであわせてよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいま教育長の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑並びに御意見、御感想など何かございますでしょうか。都立小中高一貫教育ということでございますけれどもいかがでしょう。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 教育課程として4・4制を新たな区切りにするというのとは一つの方法としていいかなと思います。というのは、小学校の低学年と高学年ではあまりにも体力的にもいろいろな面で、発達段階として差がありすぎるので、同じ学校の中で、今、それはそれで高学年が低学年の面倒を見るとかいろいろな方法がありますから、よさもあります。ただ、こういう学校として4・4で区切って、また高学年と中学の1・2年生と一緒にするというような方法でやっていくのは、こういう理数系を進めていくということで、一つの方法としてこれもいいかなと思います。

ただ、これはもう、その先のことで、新しい学校の新しい教育課程のところで考えることではありますけれど、理数科を中心にして、それだけであればそれでよしというのではなくて、そういう勉強だけできて、特に理数科の勉強だけできて、もうほかのことは構わないとか、重きを置かないで、すごく頭でっかちの子供とか将来そういう大人にはなってほしくないなど。やっぱり理数科もできるけれども人の温かさとか文学とかいろいろな芸術とかそういう面にも理解を示し、関心を持ったりして幅広い人間になって成長してほしいなって、そういう学校も目指してほしいなと思うんです。

というのは、そういう理数系に秀でた子供たちが、将来もし世界に、目的が世界の中で伍していける人間を育成するということですからそういうことでいいんでしょうけれども、そういう外国の人たちといろいろやっていく中では、やはり日本の文化とか歴史とかそういうこともいろいろ当然話題になってくるときに、やはりそういうことも理解して学んでいく、そういうような全人教育というんですかね、そういうような学校であってほしいなというこれはあくまで感想というか希望ですけど、思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

そういった理数系重視というのはそれ以外を特に軽んじるという、そういうわ

けではないですね。まだこの段階ではまだ何もわからないと思うんですけども。

○委員（小林和子） はい、あくまでそういう希望で、感想です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この、4・4・4制ということは、12年間になるわけなんですけれども、その12年間、よく私学でもそういう6年制、3年制、3年制ってずっと連続していくような私学がありますけれども、途中で例えば中学校で、また新たにほかの外部から生徒が入ってきたり、高校の時にまた新たに受け入れたりとというようなところが多いんじゃないかなと思うんですけども、この一貫教育というのはその辺はどういうふうになるんですかね。最初に入った人がずっと固定したメンバーでずっといくというイメージなんですかね。その辺はまだわからない。

○教育長（木戸義夫） その辺については課題になっているところです。人間関係が固定化されてしまうんじゃないかということで、中間で例えば入れかえというのもあるのか。例えば入ったはいいけれども、理数系に適さなかったという子はどうしたらいいのか、それは振り落とすのか、それにもっと興味関心を持っている子に入れかえるのか、そこいらを今後議論するというような話は聞いておりますね。

4・4・4制については、その検討委員の中で脳医学というんですか、脳の発達状況を非常に研究している人がいて、今の子供たちの状況を見ると発達段階にそって、1年から4年までを基礎期、5年から中学2年までを拡充期、そしてその残りを発展期、このようなカリキュラムを組んでいけばいいのではないかとということが言われてまして、それがこの検討委員会で取り入れられたとそんなようなことですね。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。はい、わかりました。小林委員が先ほどおっしゃいましたけれども、やっぱり最初の小1から小4までと5、6年生とはかなり発達段階で差があるということが、脳医学等も。

○教育長（木戸義夫） それとあともう一つは、理数だけでできればいいということだけではもちろんないということで、ただ、我が国が目指す国の方向としては科学技術立国を目指そうと、資源も何もない中ではやっぱりイノベーション、技術革新を担えるような子供を育てていかななくてはならないということで、特に理数を中心に世界で伍して活躍できる人材を育成していこうということです。言ってみれば英才教育ですよ。今までになかった教育であるということで、もちろん国際人としてのベースは、日本の国の歴史や文化を尊重しながら日本人としての自覚、誇り、こういうものをベースとして文化をしっかりと身につけて、この上に立って国際感覚をつけていこうということであると思いますね。

○委員（石川隆俊） これは都の、都立ですけども一つの実験的な試みだと思いますが、私立でもそういうのもありますね。あと、国立では教育大学、あれなんかはやっぱり小学校から入って上がっていくわけですよ。私立だっていくつか、学習院

なんかも下から上がっていく、慶応だってあるし、そういうのがないわけじゃないですよ。

だけど一番の問題は、誰でも教育というのは新しいのは怖いから、どれぐらいの児童・生徒が入ってくるのかというのは大きな問題ですよ。やっぱりかけなきやならないでしょ、やっぱり途中からでもいいんでしょうけれども、とにかく入学するにはかなり度胸がいるし、どれぐらいのレベルが入ってくるか。サイズだけでもやっぱりもともとは、これは都立芸術高校ですから駒場ですよ、あそこにあって、高校だから多分 300 人ぐらいのサイズがあったと思いますけれども、初めから 300 人で取るのか、さっきの話ですけれど、それとも初めは少なくしておいて、多くのさっき言った私立、国立はみんなそうだけれども少人数でとっておいてだんだん人数が増えていく。でもおそらくこういう意味ですよ。

でも教育というのは一種の実験はいいんじゃないですかね、はっきり言って。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。あくまでもモデルケースとしてやってみる。例えば先ほどの 4・4・4 という区切りが本当にそれで子供たちがとても具合よくというか適して勉強できるというのがうまくいけばいいのかなという気はしますよね。例えば 5 年生、6 年生になってきて、前回も言いましたけれども例えば理科とか社会とか、割と専門的な分野の勉強になってきたときに、やっぱり今の中学校の先生のように専門的に教えてくださる先生が教えたほうがもしかしていいという部分もあるのかなというような気はしますね。

それと、私自身中高一貫の私立に行っておりましたので、先ほど教育長のお話にもありましたけれども、途中で受験という区切りがない中高の 6 年間を過ごしたことは、学力の面でどうだったのかちょっとかなり謎ですけれども、やっぱり自分の好きな分野を伸ばす時間というか、それに費やす時間は結構あったなど。私、弟も中高 6 年間行っているんですけども、弟に今聞いても、やっぱりあの 6 年間はとても大事だったというふうにも言っていますので、3・3 で短く切るのではなくこういうような時間ができるということはもしかしたらいいようにも働くのかもしれないなというような気はいたしました。

ですが、先ほどずっと 300 人取ってずっとその 300 人なのかというようなことはこれから議論されるようですよけれども、やっぱりいろいろな所から来ることにすごく大きな意味があるんじゃないかなという気は感想としてあります。先ほど課題として、中高一貫校の場合、中学入学時にいろいろな所から来る人のレベルの差とかそういった難しさがあるというようなことは課題にあがっているようですよけれども、そういった違うところから来る人と一緒にやるということにとっても意味があるのかなという気もしますので、その辺はもっと議論していただきたいものだなと感じました。

寺村委員、何かございますか。

○委員（寺村豊通） この、4・4・4 制というのは多分、日本がやろうという前にどこかしら国とか何とかそういった教育者の集まりや何かでも議論も多分あったと思うんですけども、そういったような形で実際にやられているような国だとかそういうのはないんですか。

○委員長（紅林由紀子） 例えば、品川の小中一貫校ですけれども、小学校4年までとその上みたいな感じで区切っているみたいな説明を視察に行ったときに受けたんですけれども、その辺なんかはどうなんですかね。

○統括指導主事（稲富泰輝） この小中高一貫のところと関連をさせるとしたら、今の学習指導要領の考え方が4年・4年・4年の考え方に徐々になってきております。私が専門としてやっております体育も小学校4年生まで、で、小5、小6、中1、中2、で中3から高3までの区切りになっています。例えば中3から高3のところは、今一つの種目を重点的に取り組もうというふうになっています。逆に小学校1年生から4年生とかはいろいろな動きをして運動感覚を養おうというふうになっていますので、学習指導要領も4・4・4の流れになってきているという情報はございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

○委員（寺村豊通） 実際に学校なんかに行ってみても、1年生から4年生と、5、6年以降と、やっぱり中3、高1以降は体格も違いますしね、理解の仕方やなんかも違いますよね。だからやっぱり脳の発達って言われてみると、確かにうまいこと考えてあるのかなと思いますけれども。

ただ、実際にどこかの国でやって効果が上がっているとか云々といえ、また導入しやすいのかなと思いますけれども、ちょっとその辺がどうなのかなと思いました。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、そういう意味では全国初で、都でこれをやってみるということになるわけで。

これはもう大体決まりなんですか。

○教育長（木戸義夫） やることは決まりなんです。もう知事はそういう方針になっていますからね。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。じゃあまたその結果というか、その状況をまた御報告いただければと思います。それがすぐ昭島でできるとかそういう問題ではないと思いますけれども、いろいろ参考となることはあるのかもしれないですね。

それでは、またこの件につきましては何かございましたら御報告いただければと思います。

それではよろしいでしょうか。それでは以上で教育長の報告を終わります。

続きまして日程5、議事に移ります。

議案第30号 昭島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について提案をお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 議案第30号、昭島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

公民館の舞台音響、照明設備などの付属設備につきましては昭島市公民館条例施行規則の別表に規定しております。

付属設備につきまして、機器の買い換え等による変更が生じたので規則別表の改正について提案させていただきます。

恐れ入りますが、6ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。右側が現行の表で左側が新しい表でございますが、小ホール設備の項、下線の部分が今回の改正部分でございます。

これまでにあったミニディスク、MDレコーダーになります。こちらは故障していたものの、部品等が現在製造されていないため修理ができず、またMD自体の需要もここ数年ないため廃棄することといたしました。そのかわりとして、小ホールに需要のあるコンパクトディスクレコーダーを1台購入いたしました。

また、公民館開館当初からあります、小型固定式映写装置、16ミリの映写装置になります、につきましては故障した際に修理はできたものの、メーカー側から万全であるとの保証はできないとのことですので、貸し出しに対応できる状態ではないため今回別表から外させていただくものです。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思います。

また、昭島市公民館小ホール等付属設備等利用申請書第3号様式でございますが、これまでの様式は付属設備の機材を全て記載するような形をとっておりましたが、それですと器材の買い換えや廃棄の都度、申請書の様式も改正しなければならないため、付属設備等の名称欄を白紙として、利用に応じてその都度記載するような様式に変更するものでございます。

なお、4ページ、6号様式は、3号様式の承認書という形で複写で使っておりますので内容としては同様の変更となっております。

なお、この改正につきましては10月1日から施行を予定しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただ今の件につきまして質疑、御意見、御要望などございますでしょうか。公民館条例の施行規則一部改正の規則ということで、主に付属設備の変更に伴うものであるということでございますが、何かございますか。

よろしいですか。

それでは質問などないようですのでお諮りしたいと思います。本件につきましては、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第30号は原案どおりに決しました。ではよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議は終わりました。

続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1 昭島市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） それでは、昭島市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

市民会館の楽屋、練習室、舞台音響、照明設備などの付属設備につきましては、昭島市民会館条例施行規則の別表に規定しております。今回の大規模改修工事において、付属設備について変更が生じたので規則別表の改正について提案させていただきます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。右側が現行の表で左側が新しい表でございますが、下線の部分が今回の改正部分でございます。

まず、今回の工事で、浴室につきましてはシャワー室に変更いたしました。

次に、映写設備でございますが、平成 22 年度に 35 ミリの映写装置を経年劣化により廃棄いたしました。需要のある映写装置として、今回ブルーレイ、DVD プレーヤーとともに、ホール設置型のプロジェクターを購入いたしました。このホール設置型のプロジェクターの購入に伴い、これまであったプロジェクターの記載に「移動式」と文言を追加いたしました。

以上、よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

本件に対する質疑、御意見、御要望などございますでしょうか。

一つすみません、教えていただきたいんですけども、先ほどの公民館の付属設備についての件が議案で、今回のものが協議事項というふうな差があるのはなぜですか。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 昭島市の公民館条例施行規則につきましては、教育委員会規則となっております。議案として提出させていただきました。市民会館につきましては、市長が承認するという事になっておりますので協議事項とさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。教えていただいてありがとうございました。

ということでございます。この件につきまして何かございますでしょうか。

こちらも付属設備の変更ということで特にはよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 協議事項ということになっておりますけれども、ちょっと協議することもなく、このとおりで結構だと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項 1 平成 25 年第 3 回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について説明をお願いします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 平成 25 年第 3 回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について御報告いたします。

平成 25 年第 3 回市議会定例会は 9 月 3 日から本会議が始まり、本会議で教育委員会関係の一般質問がございましたので概略を御報告申し上げます。

今回、学校教育については 6 人の議員の方から。生涯学習については 4 人の議員の方から御質問をいただきました。学校教育については私のほうから、生涯学習については片岡社会教育課長より御説明をいたします。

それでは資料 1 の 4 ページをお開きください。

自由民主党昭島市議団の杉本英二議員より、少子化対策、家族、家庭の価値を強化する取り組みについてのうち、道徳教育の取り組みについて御質問があり、本市においては、小学校低学年では、家族の一員であることを自覚し、家族を愛する心について、高学年では、父母祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて進んで役に立つことをすることについて指導を行っていること、そして今後も年間指導計画に基づき、家族、家庭の価値について考えられる場面を学校教育の場で設定してまいりますと御答弁をいたしました。

次に、5 ページの公明党昭島市議団の稲垣米子議員より、教育の諸課題について 3 点御質問があり、がん教育の教科については、厚生労働省が昨年定めた「がん対策推進基本計画」を受け、文部科学省では平成 26 年度から先進的な授業や教員研修を実施するなど、具体的な教育内容や指導体制を議論し、平成 27 年度から使用する教科書の見直しを行っていくとのこと、本市でもこの動向を注視しながらがん教育の強化を図ってまいりますと御答弁し、小学校の英語教育については本市の現状を説明し、今後も国や都の動向をふまえて英語教育の充実に取り組んでまいること、タブレット端末導入については、児童生徒の学習意欲の向上を図る事例の収集や先進的な取組を研究するとともに、国や都のモデル事業へ応募するなどその導入について検討してまいりますとそれぞれ御答弁いたしました。

次に、7 ページのみらいネットワークの内山真吾議員より、部活動における体罰に頼らない新しいスポーツ指導のあり方についてと、学校の統廃合時をとらえてコミュニティ・スクールを導入することについて御質問があり、教育長よりコミュニティ・スクールを導入については、全校に設置してある学校評議委員会をさらに活性化し、学校運営の改善を図ってまいりたいと考えていることを。私からは、学校における実態体罰調査の結果について、本市では体罰が起こっていないこと、また新しい時代にふさわしい部活動指導やコーチングの確率に向けてについては、本来求められているスポーツ指導者のあり方について及び生徒が自らのスポーツ競技における目標を持ち、そして、コーチングの考えを取り入れ、自らその目標にあった練習を選択できる能力も伸ばしていくよう取り組みを行ってまいりますと御答弁いたしました。

なお、教育長からの答弁にありましたコミュニティ・スクールの件でございますが、今後も学校評議委員会をさらに活性化すると御答弁をしたところでございますが、ちょうど教育委員の方の御意見も伺えればと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、10 ページのみらいネットワークの大嶽貴恵議員より、教育と福祉が具体的な連携したライフステージに応じた切れ目のない発達支援施策を進めようについてと、地域住民意向を反映する教育委員会制度にしようとの御質問があり、市長より、中央教育審議会の教育委員会制度の改革についての昭島市の考え方を。

私から、地域住民の意向を反映した教育委員会について、現状の本市の教育委員会が行っていることを御答弁いたしました。また、教育と福祉が具体的に連携したライフステージに応じた切れ目のない発達支援施策を進めようについてのうち、教育の中での発達支援施策については、本年から始まった特別支援教育推進計画の実施状況の課題について、また特別支援教育に対する全教員のスキルアップについて、また、特別支援教育推進計画の進捗状況のチェック、公表、市民等からの意見を募る体制の構築などについてそれぞれ御答弁いたしました。

次に 14 ページの自由クラブの南雲隆志議員より教育施策推進について御質問があり、教育長より本市の基本的な考え方を。私からは、学力の定着の取り組みについて、昭島市立学校教育推進計画を策定し、各校が学力向上の目標達成に向けて、それぞれの実情にあった教育活動を進めていること、問題行動、いじめ、不登校の対応と取り組みについては、まず、問題行動については、児童生徒に寄り添い、子供たちを取り巻く環境を理解し、ともに考えていくこと。不登校については、スクールカウンセラーや適応指導教室、教育相談室の充実、家庭と学校の連携支援員の全校配置などを通して、今後も不登校の減少に向けて積極的に取り組んでまいること。いじめについては、いじめは人権問題であり絶対許さないということを全教員が共通認識し、いじめの早期発見、即時解決を図っていくことを、障害のある幼児、児童、生徒への支援については、障害のある幼児、児童、生徒一人ひとりに適時適切な支援をするため、教育と福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連携を一層強化し、保護者や地域の啓発を図りながら総合的な支援体制を構築するなど、昭島市特別支援教育推進計画の着実な実施に努めておりますことを。理科教育の取り組みについては、今後も各校における観察、実験等の探求的な学習を支援するとともに、教員研修を充実させ、教員の指導力を向上を図るなど、理科教育を充実していくことをそれぞれ御答弁いたしました。

最後に、21 ページの公明党昭島市議団の渡辺純也議員より、いじめ問題解決について御質問があり、教育長より、いじめ防止対策推進法の制定を受けて、本市において、いじめ防止基本方針を定めるとともに、各学校におけるいじめ防止基本方針の策定に協力すること、そして地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める体制づくりや、協力や情報共有の仕組みづくりとして、いじめ問題対策連絡協議会を早期に設置できるよう関係機関、関係団体などと調整を行ってまいりたいと考えていること。私からは、いじめ根絶のために現状市が取り組んでいること、及びいじめを早期発見、気づいてあげるための対策について御答弁いたしました。

私からは以上です。

○社会教育課長（片岡国幹） 生涯学習部の一般質問について御報告いたします。

13 ページを御覧ください。公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員からは、音楽祭の開催について御質問をいただきました。御質問の内容は、魅力ある昭島づくりのため、年齢やジャンルを限定しない音楽祭を開催しては、との御質問でした。現在、青少年フェスティバルなどの事業で市民による音楽に関するプログラムを実施しているほか、民間においても活発に開催されており、今後組織を横断的に調整し、コーディネートしていく体制の整備を図るなど、文化芸術によるまちづく

りについて検討していくと御答弁申し上げます。

次に、14 ページから 18 ページになりますが、自由クラブの南雲隆志議員から生涯教育について 3 点御質問をいただきました。1 点目は、家庭と地域の教育力の向上のため、地域等と連携してはどうか、との御質問でした。昭島市教育振興基本計画では、家庭は教育の原点であり、また、学校、家庭、地域が連携、協力し、地域ぐるみの教育を推進するとしており、この施策の推進には、教育、子育てを担当する各課がさまざまな施策を実施しており、今後とも家庭と地域の連携による教育力の向上に努めていくと御答弁申し上げます。2 点目は、公民館小ホールでピアノ教室等の発表ができないかとの御質問でした。公民館は社会教育法に基づき設置された施設であり、公民館が特定の営利事業に対して利益を与えることを禁止しておりますが、個人が地域のお子さんを対象にピアノの指導を市内で行っている教室等については、利益性が薄いと判断し、年 1 回に限り有料で公民館小ホールの発表会での使用を承認していくと御答弁申し上げます。3 点目は、市立会館の運営を地域でできないかとの御質問でした。現在、市立武蔵野会館は、地域住民による会館の運営という新たな取り組みを市民の方の協力と連携の元に進められており、それぞれの地域特性を生かした市民との連携は今後の課題と考えていいと御答弁申し上げます。

次に、19、20 ページになりますが、みらいネットワークの小林浩司議員から、社会教育複合施設について御質問を 2 点いただきました。1 点目の建設に向けてのスケジュールについての御質問には、完成までの期間、従来方式の市が主体となり施設整備を実施した場合は 5 年から 6 年を要し、また、P F I 方式で実施した場合には、さらに 1 年以上多くかかると御答弁申し上げます。2 点目の中央図書館についての御質問には、中央図書館の建設にあたっては、先進市の図書館も参考にしていきたいと御答弁申し上げ、近年視察に行った先進市の図書館の内容や感想を申し上げます。

次に、24、25 ページになりますが、日本共産党昭島市議団の荒井啓行議員から、スポーツ振興に関する御質問を 2 点いただきました。1 点目は総合スポーツセンターにおける高齢者利用の利用料の減免をしてはどうかとの御質問でした。総合スポーツセンターの利用者は、高齢者も含めた定期利用者が多いことから、健康増進の意味からもこれまでスポーツセンターを利用したことのない高齢者にどのようなしたら来ていただけるかが課題と考えており、こうした高齢者の来館のきっかけづくりとなる効果的な施策を引き続き検討する中で考えていくと御答弁申し上げます。2 点目の市内スポーツ団体の助成制度の御質問には、市内の一定の要件を備えた補助対象団体がスポーツ、レクリエーションに関する事業を行い補助金の交付要望が出された場合に審査し、市の予算の範囲内で交付しており、総合型地域スポーツクラブについては自主自立の運営が基本となっていると御答弁申し上げます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、どうもありがとうございました。たくさんの質問に対しての丁寧な御答弁ありがとうございました。

ただいま報告事項 1 についての説明が終わりました。まず最初に、いろいろ御

質問などあるかと思えますけれども、ただいま、丹羽部長から説明がございましたコミュニティ・スクールについて、こちらについて教育長のほうから昭島市の場合は学校評議委員会をさらに活性化していくという方向というふうに御答弁いただいたということでございますけれども、このことにつきまして、コミュニティ・スクールについてでも結構ですけれども、御質問なり、この方向性ということについて、委員の皆さんの御意見をお聞かせいただければというふうに思いますが、何かございますでしょうか。

コミュニティ・スクールにつきましては、資料も事前にお配りしてあると思えますけれども、この中身につきまして御不明な点があれば御質問いただければと思えますが。

○委員（小林和子） このコミュニティ・スクールという、主旨はよくわかりますしとても大事なことかとは思いますが、ただ、こういうコミュニティ・スクールが本当に地域に一体となって学校を、子供たちとか地域の方たちが何かするというのはとても大事なことで、ぜひそういうことはやってほしいとは思いますが、かたや、今の昭島のウィズユースとか自治会のこととかいろいろそういう活動に参加する方たちのことを見たりしていると、やっぱり上からこういうふうにやりましょってやってもなかなか浸透していかないのではないかという気がするんですね。今、自治会も組織率がどんどん落ちて、当番が来るならやらないとやって抜けていく方が多いんですね。だからそういうことからすると、やはりコミュニティ・スクール、学校には評議委員制度があつてというようなお話がありましたが、こういうのが決められてやる、参加してしまいますと、結局運営するほうの人たちが大変というか、なかなか地域の方たちも動かないとなると、空回りしやすいのではないかなと思います。今後十分そういう国のほうで決められてしまえばやらざるを得ないとは思いますが、よく検討し、それから日本のあちこちで行っている成功例とか逆に失敗例とかがあつて、どういうふうにして、地域の人たちと、この地域とともにある学校づくりというものが本当に子供たちのためになるか、地域住民のためになるかって、その辺やっぱり十分検討する必要があるのかなと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ほかに、何か御意見ございますでしょうか。御質問でも結構ですけれども。

○委員（寺村豊通） 感想になりますけれども、やはりこの資料にもありますように、地域とともにある学校づくりを目指してということですので、やっぱり地域との協働といいますか、そういったのはある程度目指してできてきている状況ができないと、やっぱりなかなかかけ声だけではうまくいかないんじゃないかなと思いますよね。だから理想としてはいいと思えますけれども、やっぱりそういった方向を目指して地域の人、また学校自体もそういったのを考えながらいい時期を探りながら目指していこうという状況じゃないかなと感じております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ほかには。

今、昭島の今の現状ではちょっと時期尚早というか、やっぱりその地域協働というそういった地域の条件がそろってからというか、そういう状況ができてからそこからスタートするのがいいんじゃないかというような御意見をお二人の先生からいただきましたけれども、ほかにはいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私もお二人の方と同じ意見ですけど、昭島のサイズというものもあると思うんですね。昭島は市としたら少し小さいほうかもしれませんが、例えば教育委員の数は変わらないわけで、4人、5人というわけで、恐らく教育委員会の自身の職員の数だと大きいところは恐らく50万、人口を超えていますから、学校は100もあるからなかなか教育委員会が把握しにくいような面もあると思います。そういう意味ではうちは比較的小回りがきくからいろんな難しい問題なんかが起こっても、情報は大抵私どものほうに上がってくることが多いので、そういう意味では少しコミュニティ・スクールをつくるのは、今すぐでなくてもいいような気はしますけどね。必要かどうかというのは、問題が起こったらそれは必要ならば導入もやぶさかではないと思ったほうがいいと思いますけどね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、いただいた資料を拝見しても、あと、このコミュニティ・スクールについて書かれた大学の先生の本なども読んだことがあるんですけども、本当に公立の小学校、中学校というもののよさを、強みを本当に生かすにはとてもいい制度だなというふうにはとても思いました。やっぱり地域があって、地域と家庭と学校が本当に密着してというか力を合わせて学校を支えていくという意味で、本当に理想的なスタイルというか制度なのではないかなと思いましたが、今ほかの先生方もおっしゃいましたけれども、やっぱりやる側の問題が非常に問われてくるなというふうに思います。これはいってみれば合議制で行っていくということなわけですよ。そうした場合に、昨今、教育委員会制度についてもいろいろ言われていますけれども、責任の所在ということと、そのいろいろな判断なりに対してのスピーディーな対応ができないということがこの合議制の教育委員会についていろいろ言われているわけですが、そういった、もちろん体制は違うにしても、合議制のコミュニティ運営審議会というもので学校を運営していくというふうになった場合に、何かあったときの責任の所在はどこにあるのかなという部分と、そのいろいろな委員の人がいると思うんですけど、保護者の立場の人、地域の立場の人、学校の立場の人、行政の立場の人、いろんな人が含まれていくんじゃないかと思いますが、保護者といっても保護者の価値観も本当さまざまだと思います。わたし自身も今、保護者の一員としておりますけれども、やっぱり学校に対しての要望、子供の教育の価値観もばらばらというかなんか開きがありますよね。そういった中で学校の運営に、どの立場の人が入っていくのかということでも、かなり左右されてしまう部分も大きいんじゃないかなと思いますし、その人たちで運営していくことで何か起こったときの責任をどうやって取っていくのかというのが、ちょっと今ひとつ見えないところもあるので、本当に地域の人たち保護者の人たちが力を合わせて何かやっていく上で、そして制度としてこれがあるからそれに乗ったという形ならいいと思うんで

すけれども、やっぱり制度ありきではこれは動かないんじゃないかなと私は感じました。

一つちょっと質問なんですけれども、先ほどの責任問題という部分についてなんですけれども、それはこの資料を読むと、校長先生が学校の方針をつくってそれを審議会のほうに、運営委員会のほうに諮って承認を得てその方針でやっていくというふうに書いてありますけれども、それが、例えば否決されてしまった場合、それを校長先生やみんなが承認してくれる形に直してそれをつくり上げてというふうになっていくと思うんですけれども、その場合の、そこで何かうまくいかなかったとか何か問題が起きた場合のその責任というのは、合議制であるからにはその運営委員会全体の委員それぞれにかかってくるというふうにとらえていいんでしょうか、すみません、ちょっと漠然とした質問で申しわけないんですけれども。

○教育長（木戸義夫） 学校運営の責任者は、あくまでも校長先生ということになりますね。それが教育方針に合わないときには、それは自分の教育方針を説明をしてそれが承認されるような形で努力をします。それでもそれが変えられるんであってそれが決まればそれはそれに従ってやらなきゃいけない、責任は校長が取ることになります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。そういう意味ではこれについては教員の人事についての意見も述べられるというふうにも書いてありますけれども、最終的にそれはやっぱり校長に責任があるんだったら、まだ難しいかなというふうな感じはしますね。意見を述べて意見を吸い上げる制度はしっかりつくっていただきたいとは思いますが、そこが運営の主体の形になるのにはもう少しそういった意見を吸い上げて、一緒に手を取りあって行った先にそういう形にしているほうがいいんじゃないかなと、ほかの委員の先生方もおっしゃっていただきましたけれども、私もちょっとまだこれを導入するには早いんじゃないかなと私も思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

制度としては本当にいい制度だと思います。ほかの事例とかうまくいったところの事例とかを見ると本当にすばらしいなと思うんですけれども。

では、このコミュニティ・スクールにつきましては、今はまだ学校評議委員会をさらに活性化していくという現状の方向でというふうな皆さんの御意見があったかと思います。御意見をいろいろありがとうございました。

それでは、ほかの件で、報告事項1に対しての質問や御意見など何かございましたらお願いいたします。

○委員（小林和子） この議会の御質問の中であった、稲垣米子委員の、6ページになるんですが、まず質問事項からなんですけど、タブレット端末の導入ということがあるんですが、導入する前に、やはりよっぽど慎重にしたほうがいいのかというのが私の考えです。タブレット端末のもちろんよさというんでしょうか、そういう子供たちの興味関心を引くようにそういう機器を活用するということはあるんでし

ようけれど、ここで導入すると、まあもちろん学校でやらなくたって家庭でみんなやったり、そういうタブレット端末だけじゃなくてコンピューターのゲームとかいろんなことで子供たちはそういうのに接しているわけですよ。そうするとどんどん子供たちの書く能力とか読む能力、読書するとか、その時間がなくなっていってしまう、こちらのほうが断然面白いわけですよ。どんどん画面が動いたりして自分の操作でしますから。そうすると学校でいっぱい読書を勧めたりして、本当に読書することによっていろんな力が養われるところの時間が、こういう電子機器を活用するので取られてしまう、子供たちの自由な時間というのは限られているわけですから、その中でこういう機器に時間を取られるということは、読書したり書くことのととても大事な時間が取られて、やはり子供たちの発達のことからすると、やっぱり小学校低学年とかいろいろ読んで吸収していく時代には、やはりそういうことを重視して、タブレット端末は必要に応じて学校で何かで導入してもいいかとも思いますけれども、それは限定して、そうしないと、今電車の中でもどこでも本を読んでいる人って本当に少なくほとんど携帯とかスマホでやっている人がほとんどですよ。だからそういうふうに放っておいても広がっていくわけですから、やっぱり学校では、あえて文字の文化というかそれで発達する知能とかそういうことも大事にしていかなきゃいけないんじゃないかと私は思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

ただいま、タブレット端末についての御意見をいただきましたけれども、これにつきましては。

よくわからないんですけれども、このタブレット端末の導入というのは、どういった場面においてどういった使用法ということをこれは想定されているかということについてはいかがでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） タブレット端末の導入につきましては、今、小林委員からありましたとおり場面を限定して導入するべきだということをいろいろ調べている中で考えております。具体的な使用場面としましては、調べ学習の中で、例えばこれから日光移動教室に行くときに、その例えれば華厳の滝といえどどういう滝なのかという画像を引っ張り出してそれを皆さんに見せるとか、そういうような提示の時に使うものというような例が考えられます。視覚的に訴えるものについてはタブレット端末を使う有効性はあると思います。ですので、授業45分、50分間ありますけれども、その導入の5分の部分であったり、あとはみんなに発表するまとめの部分であったりというふうにプレゼンテーション能力といいますでしょうか、そういうところの導入が考えられます。

また、ほかの使用法としましては、校外学習の際に、いろいろな社会科見学で施設を調べようといったときに、タブレット端末で写真を撮ってまとめの新聞づくりの時に使うとか、そういうふうな場面が今のところ考えられます。

○委員長（紅林由紀子） はい、では場面を限定してということなわけですね。

ほかには何か、この件につきまして御意見ございますでしょうか。よろしいで

すか。

あくまでも本当にそういうツールということですよ。昭島の子供たちが一人1台そういうふうなものが入る時代がいつになったら来るのかというのはちょっとわかりませんが、確かに日本の中では今もう、そういうふうになっているところもあるようではありますが、むしろ私は障害のあるお子さんが、例えば字が見えにくいとか書きにくいと、鉛筆を持ってまっすぐ引くのと違って、結構やっぱり障害があるとやりにくい部分もあると思うんですよ。そういった場合にタッチ式で選択して答えられるとか勉強できるとかそういった、むしろ固定学級のようなところで先進的というか導入されるほうがむしろいいのではないかなというふうにも、子供たち通常学級ではなかなか引くの上手じゃない子も練習することによって上手になっていくということもあると思うんですけど、そこに困難がある子にはそういうものを使うとかという方向もあるんじゃないのかなと私は感じました。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

この、がん教育ということは稲垣委員のほうから御質問いただいていますけれども、このがん教育の強化ということが厚生労働省のほうで明記されたということなんですけれども、この件については背景としてこの子供たちにとっての「がん」というのは小児がんとかありますけれども、少し遠い世界のような気もしますが、喫煙とがんの関係とかというのも中学生ぐらいになれば今も多分、保健とかでやっているとは思いますが、これって子宮頸がんのワクチンとかそういうようなこととの関係が高いのでしょうか。むしろこういう子たちには、例えば薬物とかエイズとか、そういうことのほうが重要性から言えば先なんじゃないかなと私なんかは考えてしまうんですけど、その点はどうでしょう。

○統括指導主事（稲富泰輝） これにつきましてはいろいろな観点で、体育、または保健体育のところで指導していかなければいけないというところがあります。この答弁の中にもありますけれども、やはり子供たちの生活習慣病を未然に防ぐという考え方になりますと、例えば、食事、睡眠、運動という3つのバランスのところをやっていないと、生活習慣病につながり、その後がんにつながるよということが、今、一般的には教科書の中で指導はしています。それに加えて、やはりがんにつながるよという指導だけではなかなか難しいというところがありますので、がんになるとなかなか治癒に向かって難しい面もありますし、これは検討委員会の中でもやっていますから一概には言えませんけれども。あとは検診を受ける大切さ、これも大人になってから気づくのではなくて子供のうちから習うということ踏まえていけば、やはりがん教育についても強化していく必要があるのではないかと、まだ結論は出ていませんがこのようなことが考えられます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ということは、がん教育がまずありきということではなくという意味ですね。はい、わかりました。

この件につきましてはよろしいでしょうか。ほかには何かございますでしょうか。

あと、小学校の英語教育という部分についても御答弁いただいていますけれど

も、今の方向性としては、今いろいろ取り組みをしていただいているのでそれは大変ありがたいなというふうに思うんですけども、先日、英語スピーチコンテストもありまして、とても去年よりかなりレベルアップして、皆さん熱心にすばらしいスピーチをしていただいてよかったな、本当に力をつけていただいているんじゃないかなというふうに頼もしく思った次第ではありますけれども、ちょっと小学校での英語教育をもうちょっと低年齢化したらどうかというような話が以前出まして、いろいろ委員の先生方にも御意見いただきましたけれども、先日のスピーチコンテストを見てちょっと私思いましたのは、英語の音とリズム感というものに対してもう少し耳が音感がいいうちに音だけでも聞かせてあげられるといいのかなと感じました。それは漠然となんですけれども。例えば、授業を低学年からやるとかというふうになると、もうそれは授業として持たなければならないので、一応いろいろな縛りが出てくると思うんですけども、例えば音楽の時間に英語の歌を歌ったりとか音楽集会とかありますよね、そういうときにみんな英語の歌を歌ったりとか、時々先生が英語で出欠を取ってみたいとか、低学年からそういうことを少し取り入れるだけでも随分英語に対してのハードルが下がるんじゃないかなと。英語の耳を少し育てるといふかそういうことが別に大きく授業を変えたりとか教えたりとかしなくてもできる部分があるんじゃないかなとちょっと感じた部分があるんですけども、これは感想に過ぎませんけれども、そういったことをやっている小学校とかもありますか。

○指導主事（大友基裕） ほとんどの学校がそういう取り組みをしているわけではまだないのですが、学校によっては国際理解教育の一環として、地域にお住まいの外国の方をお呼びして国際理解、その国のいろいろな文化ですとかそういうものを学んだり、あと言葉を学んだりという時間もございますし、あと音楽の時間に英語で歌う部分に関しては、音楽の授業の中でそういった歌を取り入れて歌っているケースもあります。

外国語活動の中では、チャンツソング、これ5年生からなんですけど、チャンツとかソングというコーナーがありまして、その中で歌を通して英語に親しむというような時間を取っているそういった活動をしているところもあります。

○委員長（紅林由紀子） はい、どうもありがとうございました。

○委員（小林和子） ちょっとそれに関連して。私は、常々、やはりこの英語の体験授業というのは、子供たちやはり高学年からじゃなくて中学年ね、低学年はまだ日本語もおぼつかないから中学年ぐらいから始めるのがいいんじゃないかなということはあるんですけども、というのは、高学年になると結構みんな恥ずかしいとか照れくさいとかっていう意識がはっきり出てきまして、その辺、中学年というのはまだまだかわいい、興味津々でいろんなことに興味を持って取り組んでいく子供たちなので、よく小学校3年生、ギャングエイジなんて9歳ぐらい言いますから、そのぐらいの時から始めると、今、委員長もおっしゃいましたけどそんな英語というのじゃなくて、やはり体験として、ゲームをとおしてとか歌をとおしてとか、そういうような遊びの中で英語に触れていくというということ

はやはりやってほしいなど。ですからぜひ、今そういう学校もあるというお話しでしたが昭島の小学校全部でそういうような、3年生ぐらいからそういう取り組みをしていただけるといいなど。そのためにはちょっと市のほうの予算も必要かなというふうには思いますけれど、ぜひそういう予算も取っていただいて、講師なり来てくださる大学生なりでそういう取り組みをしていただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

私は小林委員とはちょっと意見が違っていて、私はもっと1、2年生ぐらいから担任の先生と一緒に、朝の会でも何でもいいからちょっとした時間を使って、みんなで英語で歌を歌ってみようみたいな、そういった簡単な取り組みをちょっとずつ、ちょこちょこっと入れていくことで、そういった耳が育ってくるんじゃないかなという気がしたんですね。本当にスピーチコンテストの内容の英語はすばらしかったと思いますし、ただ、生徒さんによってはしゃべり方が日本語しゃべりになっちゃっているとか、英語が、ずるずるずるっとつながっているという、そこがもったいないと思いましたので、それは耳のもっといい低年齢の時からそういった音を聞くということができればいいんじゃないのかなと。もちろんすごく熱心な方は、そういったラジオの英語でも何でも聞いて中学生に入ってからやることで、上手になる人はたくさんもちろんいると思うんですけども、昭島市として本当に英語にもっと力を入れていくという方向なんだとしたら、そういったことを小学生の低学年の段階からちょっとずつやっていけばいいんじゃないかなと。お金もそんなにかからないんじゃないかなと思いますし、それとやっぱり子供たちが、この間スピーチコンテストは、意見文の後にスピーチコンテストがありましたけれども、やっぱり意見文を聞いていた小学生がスピーチコンテストまで見ていくと、ああすごい、中学生になるとあんな英語しゃべれるんだみたいな、そういったあこがれみたいな、すごいなみたいなそういう部分で英語に対しての興味も開けてくるんじゃないかなとも思いましたので、それを一緒に見られるような場があるといいなと感じました。

○委員（石川隆俊） おっしゃるとおり英語の理解というのは、いわゆる読んだり書いたりというそういうふうな意味でもあることに尽きますけど、この言葉の発音に関しては小さいときに口が覚えるので、例えば私は実験的に孫なんかの小さい子にちょっと聞かせますとそのとおりにしゃべりますよね。外国に行ったら誰でもそうで、ただどのぐらいそれが持つかわかりませんが、恐らく4歳から5歳かその辺のあたりで聞かせておけば、その時はうまくいきますが、ただ日本に帰ってきてから、ある時期忘れますね。だから子供の時、内容はともかく向こうの言葉でしゃべっているけどそれは続かないですね。今度はそれが小学校に行ったから必ずしもいいかと思うとだめなので、本当にネイティブのようにしゃべらすのならそれはそうやらなきゃだめでしょ。もっと録音とか聞かせてね。

○委員長（紅林由紀子） 家庭教育にそれを求めると結構厳しいものが。

- 委員（石川隆俊） だからいいことだと思うよ、歌を歌うとかね。CDを聞かせるとか。それはいいと思いますよ、もちろん。
- 委員（寺村豊通） それはもういいことです。それが一番手っ取り早い覚え方ですから。だけど小学校1、2年生ごろ英語ぺらぺらしゃべっていたのがもう5、6年になると忘れますからね。日本語ばかりにいと。
- 委員長（紅林由紀子） ああそうですね。本当に向こうにいればね、日々、日々そういう音をずっと聞かされ続けることでそういうふうになっていくとは思うんですけどもそこまではこうね。
- 委員（石川隆俊） もう一つはね、家庭教育に求めるとすれば、例えば面白いビデオの英語版を聞かせるんですよ。そうするとすぐ覚えちゃいますよね。子供はそのビデオを見たいために。そうやって僕がアメリカに行っているときには中国人だけれども、英語をどんどん覚えさせていた家庭もありました。
- 委員長（紅林由紀子） わかりました。
ということで、難しい部分も多くあるとは思いますが、そういうふうな感想を先日のスピーチコンテストを経てちょっと思いましたので、ちょっと述べさせていただきます。
ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。
では以上で報告事項1を終わりたいと思います。
それでは続きまして、報告事項2 平成25年度第2回教育委員の学校訪問について説明をお願いいたします。
- 庶務課長（柳 雅司） 平成25年度第2回教育委員の学校訪問について御報告いたします。
報告資料2を御覧ください。期日は第10回定例教育委員会の午前中、10月17日木曜日午前9時10分から行います。拝島第四小学校、福島中学校の順に訪問いたします。学校では初めに説明を受け、次に授業参観をしていただき、その後質問、意見交換という順で進めていただきたいと思います。参加者は、資料では訪問者となっています、訪問者及び配車につきましてはここに記載のとおり予定しております。
以上です。
- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
10月17日の午前中に拝島第四中学校と福島中学校の訪問をさせていただくということでございますが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。
よろしいですか。それでは当日どうぞよろしくをお願いいたします。
それでは続きまして、報告事項3 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について説明をお願いいたします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは報告いたします。資料につきましては過去5年間の結果について記載しております。

まずいじめについて報告いたします。平成24年度は、小学校は352件、中学校111件計463件でございました。これは、昨年度に比べて大幅に増加しております。このことは、教育委員会及び学校は、今回報告しました年度末調査だけではなく、詳細に疑いである案件を含めて調べ、いじめの早期発見解消に向けた取り組みを行った結果であるそのように捉えております。

次に、不登校について報告いたします。平成24年度の不登校の出現率は、小学校では0.42%で24人、中学校では3.50%で91人と、23年度とほぼ同数となっております。この不登校児童生徒一人ひとりの状況は異なりますが、このことを調べていきます上で今回の結果を分析していくと、次のような傾向が見られましたので報告いたします。

不登校は、小学校高学年が多く、中学校では未然に防止する取り組みがあったため横ばいであるというふうにとらえられています。ただし、この不登校の原因については複雑化、深刻化しているものもございまして、スクール・ソーシャルワーカーのみならず、学校と家庭の連携支援員を今年度から全校配置し、関係機関が連携して今後も対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、暴力行為について報告いたします。小学校は0件です。中学校は生徒間暴力が17件ございまして、昨年度からこの件については増加しております。これは本来話し合いで解決できることが、些細なことで暴力行為につながっていることが報告の中でもありました。このほか暴力行為につきましては、対教師暴力が6件、器物破損が3件であり、一つ一つの事案に対して、教師による毅然とした生活指導を行って、こちらについては横ばい、減少の傾向になったことと考えております。

今後も正義感や規範意識を高める指導などを含めた健全育成についてさらに推進してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上で報告を終了します。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

報告事項3についての説明が終わりました。本件に対する質問や御意見など何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 質問でお伺いしたいのですが、不登校の児童生徒、特に中学生が97人と多いのですが、この子供たちは、不登校の子供たちが通う、もくせい相談室でしたかしら、あそこにもどのくらいの人数が行っているのでしょうか。どこにも行かないで自宅に引きこもりとか何かでいるお子さんもいるかなとは思いますが。

○統括指導主事（稲富泰輝） 中学校の適応指導教室への通室の生徒につきましては時期により若干上下しますが、20名程度が通って勉強、あとは生活について送っているということになっております。ですので、91人中20名ですが、ただこれは20名は出たり入ったりしておりますので、そのことを含めていきますと昨年度は新

規で12、3名来ましたので、それをプラスすると大体30名ぐらいが延べで入っているものと考えられております。

○委員（小林和子） 30名ぐらいが通ってということで、大体3分の1ぐらいですよ。残りのお子さんはそこへ行かないで、その中であ時々は学校へ行ったりとかそういうことも含まれちゃうんでしょうか残りのお子さんは。

○統括指導主事（稲富泰輝） こちら不登校の定義についてですが年間30日以上欠席ですので、学校にたまに行くということですか、あとは先生との関係で、この先生の授業だったら受けてみようというものもございます。また、もくせい適応指導教室だけではなくて学校の登校支援室のところに通っているお子さんもいますので、これは一人ひとり持っている状況が違うというふうにとらえております。

○委員（小林和子） かなりのお子さんが学校に行かれないということで、ずっと前から21年が120人ですからそれよりは少なくなっているかなとは思いますが、なかなか不登校は難しい問題というか一概に解決しないから。ただ、その子供たちも何らかの学校とのつながりというんでしょうかね、行事の時だけでもいいから来るとかね、運動会とか、何かそういう学校として子供たちとずっとつながりを取ってほしいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） 年間30日以上欠席ということは、ということは月に3日か4日、毎月その日に3日か4日来なかったらもう不登校になるということですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 今の数字で言われてしまうと厳しいところがありますが、子供たちも風邪をひいたりというところがあります。その病気による欠席については30日にカウントしませんので、やはりご自身のこれは子供たちが持っている背景はいろいろありますけれども、理由のところでは病気とか家庭の事情によらないところを足して30日を超しますと不登校というふうにとらえさせていただきます。

○委員（石川隆俊） ここには男女のことは入れていませんけど、不登校あるいは暴力、男と女どちらが多いんですか。大体でいいです。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは合計の数でいきますと、不登校、小学校、中学校合わせますと男子が74、女子が41このようになっています。

○委員（石川隆俊） 暴力行為もそうですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 暴力行為につきましては、こちらは調査の上では男子、女子という回答はしておりませんが、学校からの報告の中では全て男子児童ということで昨年度は報告があります。
男子生徒になります。

○委員長（紅林由紀子） 何かございますか。よろしいですか。

不登校につきましては原因がいろいろ複雑化しているというふうなお話もありましたけれども、言ってみれば精神的に心の病のようなもので行けないとか、その原因がいじめであったりとかそうじゃなかったりすることもあるかもしれませんけれども、あとは、昼夜逆転しちゃって、怠けて学校にどこか遊んじゃってゲームセンター行って遊んじゃってみたい、そういったケースとかいろいろあると思うんですけれども、そういった部分ではどういふどの程度の比率なのかおわかりになりますか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 小学校と中学校を分けて説明します。小学校で一番多いものは、不安などから来る情緒的混乱ということで、自分で今日は怖いとかそういうふうな思いが8名、一番多いです。小学校2番目は、今、紅林委員から指摘がありました昼夜逆転などの無気力の5名ということになっています。

中学校になりますとこちらが逆転しまして無気力が一番多く40名、そして不安などの情緒的混乱が25名というふうになっております。

○委員長（紅林由紀子） では遊んじゃってみたい、そういうのはあまりないんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） これは一番の原因ということですので、やはり遊んでということもこの中の要素には入ってきます。特に、無気力のお子さんのところでありますし、中学校の内訳で遊びなどの原因が主たる原因となっている生徒の方は9名という形になっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

無気力という部分が多いということなんですけれども、なんかこう、そういう雰囲気をととても感じるんですよね。何でしょうか、周りの中学生を見ても、なんであなるのかよくわからないんですが、やっぱりわからない、どうでもいいみたいな、そういった無気力感みたいなを感じるんですけれども、どういうところからそうなるのかとかそういったことについては、先生方はどのようにお感じになっていらっしゃいますか。

○統括指導主事（稲富泰輝） これは、今、教育相談室を中心に相談に乗っている案件ですが、やはりスマートフォンの普及というのは、かなりスクール・ソーシャルワーカーまたは休日相談員が抱えている案件でございます。保護者の方が子供にスマートフォン等を貸し与えて、後からそれで夜中夢中になって昼夜逆転してやり取りを、できなくなって、例えば教育相談室で面談をやっているときにも、最初お受けするときには面談するとき顔と顔で触れあえず、ずっと画面を見ていて、どうこっちを向かせていくかから入っていったということはスクール・ソーシャルワーカーからも報告がありますし、あとは、今まではじゃあその相談をしましょうといったときには電話でのやり取りで済んでいたのですが、子供たちは電話代がかかるということで、今、なんというんですか、無料の通話アプリソフトというものがあるんですか、いわゆるLINEといわれるものですね、それで連絡

を取らないと出てくれないというような案件がありますので、かなり子供たちの間でスマートフォンやまたはアプリケーションが普及している、それも無気力のところに関係してきているのかなというふうに、これは事例ですがみております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。先日、新聞とかにもネット依存症とかということも取り上げられていましたけれども、非常に今の時代ならではの難しい部分ですね。

○委員（小林和子） じゃあ、今のに関連して、私もかつてそういう所に勤めていたという経験で。そのときはスマートフォンはなかったんですけども、ゲームをもう夜中までやっていて、結局ゲームを遅くまでやっていると思えないんですね、熟睡できない。結局、朝学校へ行く時間に起きられなくて、昼夜逆転してしまうんですね。だから寝てしまうから、夕方ごろまた起きることになって、それでまたゲームをしてというようなそういう、全部じゃなくていろんな原因がありますので一概に言えないんですけど、そういう子も結構いました。だから今、ゲームがスマートフォンに移ってきていう。だから私、さっきタブレット端末というところでお話ししたように、やっぱりああいういい面もあるけれどすごく弊害もあるという、それを私、自分の孫が3歳なのに、もう親のゲーム機を使って、ゲームじゃないんですよ、乗り物が好きだから画面でどんどん乗り物が出てくるっていう、それを朝起きたら見て、またご飯食べ終わったら見てってもう、やっぱりそうすると目も悪くなるしということに心配しているので、そのうちになんとか別のほうに関心を向けなきゃなと思ってはいますけどね。3歳でそうなんです。

○委員長（紅林由紀子） 難しいですね、はい、ありがとうございます。

先日新聞で、そういったスマホの使い方を高校生たちが自分たちでルール化した本をつくって、それがかなり好評でいろいろなところからそれを分けてくれないかというような声が上がったというような記事もちょっと読んだんですけども、子供たち自身でそういったことを気づかせるというか、親が言っても結局親にうるさく言われているという感覚もあると思うので、本当は子供たち自身で自分たちで自分たちの生活を守らなきゃいけないという意味で、どう使えばいいのかという、LINEでのいろんなトラブルもよく聞くんですけども、そういったことも含めて、そういった話し合いというかルール化というかそういう話し合いをする機会というのは何かあるんですか。中学校とかで。

○統括指導主事（稲富泰輝） 子供たちに直接ということになりますと、今の指導の中でいきますと道徳の時間の中で情報モラルについては扱うことになっていますから、そこでやはりネット上で悪口を書くのはやめようねとかまあスマートフォンまではちょっとそこまで対応していませんが、情報モラルについては扱うという場面があります。

ただ、保護者向けに東京都では「ファミリーeルール」というものがありまして、子供たちに携帯を貸し与えるときに、こういうルールにしましょうということを保護者同士が決めて、子供に返すときはじゃあこれでいくねというようなも

のになりますので、いろんな取り組みを学校のほうに情報提供できればというふうに考えています。

○委員長（紅林由紀子） はい、そうですね。ありがとうございました。

大人がうるさく言っても中学生って割と反発の時期なので、大人が言うより自分たちで考えさせたほうが効果的なのかなというふうにも思う部分もあるので、参考にさせていただければと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

あとあれですね。今、自己肯定感とか自己有用感ということが言われていますけれども、もちろんそういうふうにそういうことが低い子供たちに対しては、非常に家庭の責任はとても大きいんじゃないかなと私自身子育てをしながらとても感じているんですけども、それでもそういうふうに育ってきってしまった、低くなってきってしまった子供たちに、やっぱりそうじゃない、自分たちはどれも一人としていない人間はいないんだということをやっぱり身をもって感じてもらうために、地域にそういう子たちが活躍する場をつくってあげたらいいんじゃないかなと感じます。本当に昼夜逆転しちゃった子たちなんて、草むしりしたり、うちで畑仕事してくれてもいいぐらいな、昼間働けば絶対夜眠くなりますから、というような、そういった、そしてやっぱり人に、この間の意見文なんかを聞いていてもやっぱりありがとうって言われたり、役に立ったということがすごく自分たちの力になると思いますので、そういった場を学校だけじゃなくて地域でつくるべきだなと思いました。

○委員（石川隆俊） 不登校の原因として、子供っていうのは学校に行きたがらないですよ、大体が。なるべくならば遅くまでうちに粘っているわけですから、それを出て行けというような親がいればいいんですけども、うっかりすれば親が先に出勤しちゃうようなうちだったらそれが多分困難になるでしょうね。そういううちはどうしたってうっかりすれば不登校になりますよね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、親が夜勤でお昼くらいまで寝ているとかね、そういう場合もなりやすいかもしれないですね。それはやっぱりソーシャルワーカーの方にも御尽力いただいて、何とかこの数字を減らしていければというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

あと、ほかにはいかがでしょうか。

もうあと1点、すみません、長くなって申しわけないんですけどもいじめについてなんですけれども、この数字が多くなったことについては、この調査が非常に念入りになったこととか先ほど御答弁いただいた中にもいろいろないじめのチェックの仕方についても細かく提示していただいたりとか、そういうことで数が増えたということについては別に私は何とも思わないんですけども、いろいろこのいじめの対応ということについて、早期発見、早期解決が大事ということはおもったもだと思えますけれども、発見した後の解決の方法についてなんですけれども、いろんなケースがあると思いますけれども、保護者というものはどういうふうな位置づけにあるのかというのをちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

例えば自分の子がいじめられていた場合はもちろんお知らせいただけると思うんですが、例えば自分の子供がいじめの加害者になっていた場合に、それは保護者は教えてもらえるのかどうかというか、これはちょっと保護者の立場としてですね、いろんなケースがあるとはもちろん思いますが、私個人としてはやっぱりそれは知らない、知らなければならないというふうに思うんですが、その辺は学校で御活躍いただいている先生方どういうふうに、いろんなケースがあるかと思いがすがどういうことを配慮されてどういうことをされているのかということについてはいかがでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝）　こちらにつきましては、まず答弁のほうにも関係してきますけれども、いじめられている側を助けるというところが一番です。それについては、まずいじめを解消するところにもっていきますので、その場合にやはりいじめた側の保護者のほうにも協力いただくときには連絡をさせていただいてということがあります。その場合に、例としまして、学校の中でも指導しましたけれどもお子さんとよく話してくださいね、というところをやります。そこで忘れてはいけないのは、いじめた側の保護者に連絡をするだけではなくて、どうしてそのいじめるまでに至ったかというところの原因を突き止めていかなければいけませんので、いじめましたよということ言うだけではなくて、こういう状況になっていますから、何かお子さんの中にモヤモヤしているものがあるんじゃないですかというふうに念入りに連絡しなければいけませんので知らせるだけじゃなくてその後どのように連携するかということ、こちらに重点を置いて本市の学校は取り組んでおります。

○委員長（紅林由紀子）　はい、ありがとうございます。

ほんとうにすごく、とても大事なことですね、それは親としても、やっぱりそれをきっかけに自分の子育ての仕方を見直すきっかけにもなると思いますのでやっぱり原因も含めて、きっちりちゃんと連携していただきたいなと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それではまた少し長くなってしまって申しわけありませんがこれで終わりたいとおもいます。

報告事項4　平成25年度全国学力学習状況調査結果について説明をお願いします。

○指導主事（岸 知聡）　報告事項4　平成25年度全国学力・学習状況調査結果について御報告いたします。

まず、全国学力・学習状況調査の概要について御説明申し上げます。本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることなどを目的に、平成25年4月24日に実施いたしました。

調査の対象は、小学校第6学年の全児童、中学校第3学年の全生徒でございます。

す。調査の内容は、国語、算数・数学の教科に関する調査と、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査であり、教科に関する調査につきましては、主として知識に関する設問と、主として活用に関する設問に分かれております。

次に、平成25年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査結果について御説明申し上げます。全体的には全国の平均正答率に比べて下回る結果ではございましたが、領域や設問によっては全国や東京都の平均正答率を上回る項目もございました。

結果について校種、教科別に具体的に申し上げます。小学校におきましては、課題として国語の漢字を正しく書くことがあげられます。各主任会、委員会等で結果を市内小学校に周知し授業改善を図ってまいります。小学校において平均正答率が全国及び東京都を上回る結果であった設問の一つとして、算数Aの棒グラフから項目や数値を読み取ることがあげられます。この設問は、算数Aの一番最後の設問であり、平均正答率だけでなく無回答の割合が全国及び東京都に比べて小さいという結果でございました。この結果から最後まで諦めないで課題に取り組もうとする態度が育ってきていると考えられます。

中学校におきましては、国語Aの歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに直すことなど、伝統的な言語文化と国語の特性に関する事項の領域に課題があると言えます。また、全国の平均正答率を上回っている領域としまして、国語Bの読むことがあげられます。特に新聞記事の書き方の特徴をとらえることにつきましては、全国の平均正答率を5.3ポイント、東京都の平均正答率は1.5ポイント上回っております。また、中学校数学におきましては、数学Bの図形の領域が、全国及び東京都の平均正答率を上回っております。特に、論理的に思考して回答する図形の証明に関する設問の多くが、数学A、Bともに全国及び東京都の平均正答率を上回っております。

各小中学校におきましては学力調査の結果を分析し、各校の実態に応じた授業改善を進めているところでございます。また、今年度設置いたしました学力向上推進委員会において、本調査の結果等を受けて、国語の言語に関する基礎的・基本的な事項や算数・数学の数と式の領域の技能等を中心に、指導法の改善を図るための取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見、御感想などございますでしょうか。全国学力学習状況調査結果ということでございますが。

この数字の平均正答率だけでは読み取れない部分がたくさんあるということで御説明いただきましたけれども、無回答の割合が減っているというのはとても喜ばしいことで先生方の御努力に感謝したいと思います。

あとは、全国的に今、この学力状況調査を頑張れよみたいな感じで、みんなこの自治体もどこの学校も力を入れているところなので、言ってみれば全部が底上げされていると考えると、平均に対して少し低いとか高いとかいうのは割合ではあまり意味がないのかなというような気もしますが。もちろん平均と同じにな

ればそれはそれでとても気持ちの上ではいいと思いますけれども。

先ほど無回答の部分が減ったというような嬉しい御報告がありましたけれども、学校で先生方が御覧になっていて、ここ何年かずっと学力調査をしてきた上でやはり少し上がってきているなどというか、底上げされてきているなどというようにそういった経年的な感じはいかがですか。

○指導主事（岸 知聡） 本調査に関しましては、今年度は悉皆調査でしたが、その前に悉皆調査が行われたのが平成 21 年度で、その間抽出調査であったり調査の見送りということがございましたので、経年という部分では難しい部分がございます。ただ、それぞれの学校ごとに調査の分析を行っておりますので、それぞれの学校ごとに課題に応じた授業改善のほうは進めてまいります。現在、各校に調査の結果を受けた授業改善の推進プランの作成をお願いしておりますので、そちらのほうでそれぞれ学校ごとに分析を行っている最中でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

それではまた何かわかりましたら教えていただければと思います。

ほかには何かよろしいですか。それでは、この件は終わりたいと思います。

それでは続きまして、報告事項 5 平成 25 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動週間等調査（東京都統一体力テスト）の結果について報告お願いいたします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、資料をもとに御説明いたします。本調査は平成 23 年度から東京都全校全児童・生徒を対象に実施されているものでございます。資料 1 枚目では内容等、2 枚目では結果を示しております。

本日は時間の関係から結果を報告させていただきたいと思っておりますので 2 枚目の資料を御覧下さい。見ていただいて、東京都の平均以上の数値には網掛けをさせていただいております。主に握力、それからボール投げについては全ての学年で平均か平均を上回るというような傾向が出ております。また、上体起こし、それから 50m 走などもおおよそ良好な結果になりました。

ただし、課題としましては、全身持久力が関係するシャトルランや、敏捷性が関係する反復横とびの数値が若干低いことがあります。今まではなかなか都の平均値を上回ることができませんでしたが、複数の学年で都の平均値を上回るなど改善が見られました。また、立ち幅跳びも複数の学年で都の平均値を上回るようになってきております。

良好な結果を示したきっかけとしましては、全校体育集会で持久走に取り組んだこと、また部活動の参加率を向上させたということがありました。このこともありまして 5 月に行われました「チャレンジデー」でも高い参加率を残すことができたのではないかと考えております。このような取り組みを増やしていくためにも、今後もよい取り組みをしている学校を、本市で今年から行っております体力向上推進委員会をとおして啓発して紹介してまいりたいと考えております。

以上で報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問や御意見、御感想などございますでしょうか。

はい、小林委員御願います。

○委員（小林和子） 私は、体力が平均を上回った学校が、握力は全部でしょうし、そのほかいっぱいこういうふうがいい数値が出ているというのは大変喜ばしいことだと思います。それと同時に、やはりここに至るまで各学校で、今、統括指導主事のおっしゃったように体力向上推進委員会の取り組みが実ってきていることじゃないかなと思いますし、推進しない学校、そういうふうに旗印を掲げていなくても、それぞれの学校で芝生化のこともあったりしていろんな取り組みをして子供たちの体力をつけるために各学校で工夫していらっしゃる、そういうことが表れてきている成果ではないかなというふうに思います。

それと同時に、やはり体力が上がってきているということは、これがやはり健康な体じゃないと気力、体力って言いますが、やはり気力とか学習意欲にもつながらないかと思しますので、こういうふう体力が向上しているということは先ほど学力調査ではなかなか芳しくまだいかないんですが、いずれこういうことが学力につながる、学習意欲や学力につながっていくのではないかというふうに期待しますので、こういうふうがいい数値が出ていることはとてもよかったなと思いました。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

本当にそのとおりですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

各学校でいろいろ取り組みをしていただいた成果が出ているんじゃないかなというふうに思います。やっぱりどんなときでも健康な体があることが一番大事だと思いますので、このまま続けていただければというふうに思います。

ではこの件は終わりたいとおもいます。

続きまして、報告事項6 つつじが丘北小学校・つつじが丘南小学校及び拝島第一小学校・拝島第四小学校統合準備委員会設置要綱について説明をお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 報告事項6 つつじが丘北小学校・つつじが丘南小学校及び拝島第一小学校・拝島第四小学校統合準備委員会設置要綱についてでございますが、大変申しわけございませんが、要綱の一部でまだ学校との調整が整っておりません。従いまして、次回の教育委員会で報告させていただくとともに要綱ができ次第、各委員には要綱を送付させていただき御確認をいただきたいと存じます。

なお、10月1日の広報で市民公募委員の募集を行いますので、9月中には要綱を作成いたしまして御連絡させていただきたいと思っております。今回は、報告事項に載せながら報告できず大変申しわけございませんでした。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

今、御説明がありましたように学校との調整が終わらないということで、今月中にお配りいただけるようですので、そちらを御覧いただければと思います。

よろしいでしょうか。ではこの件は終わります。

続きまして、報告事項7 アレルギー疾患対応マニュアル（案）について説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） アレルギー疾患対応マニュアル（案）について御説明します。

近年、児童生徒における生活環境の変化や、疾病構造の増加に伴いまして、アレルギー疾患のある児童生徒が増加しており、昨年には調布市において、アレルギー疾患のある児童が給食後アナフィラキシーショックを起こし亡くなるという痛ましい事故も発生しております。

本マニュアルは、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校における児童生徒への教職員の対応について、マニュアル策定委員会を設定し、まとめたものになります。

目次を御覧ください。本マニュアルは大きく分けて、アレルギーについての総論、それから、食物アレルギー以外のアレルギー疾患への具体的な対応、食物アレルギーへの具体的な対応の3部で構成されております。

24ページをおあげいただけますでしょうか。本マニュアルでは、児童生徒のアレルギー疾患を把握するために、保護者から学校生活管理指導表の提出を求めています。学校生活管理指導表は、医師の診断に基づき、学校生活の中で特別な配慮が必要であると認められた児童生徒が提出するものであり、児童生徒の症状等を把握し学校での取り組みを決定していく根拠となるものであります。

12ページをおあげください。学校生活管理指導表の配布、回収につきましてはそこに示させていただいておるフローチャートのとおりでございます。新小学校1年生については就学時健康診断時に、在校生については2月ごろ配布し回収することとしています。新中学校1年生については、小学校にて回収し入学予定の中学校へ引き継ぎます。

食物アレルギーのある児童生徒の学校給食への対応につきましても、この生活管理指導表に基づき対応することとなります。なお、校長会、副校長会、養護教諭部会に説明を行い、10月の初旬に全教職員に配布し各校で研修を行い、アレルギー疾患に関する安全管理を徹底してまいりたいと考えております。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいまの事項につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 学校給食での食物アレルギーへの具体的な対応という15ページですが、あるんですが、一部弁当対応とか完全弁当対応っていうお子さんがいらっしゃるのですが、現在どのぐらいのお子さんがいらっしゃるのでしょうか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 完全にお弁当だけでお昼をすませてもらっている方が、小学校で男女3人ずつ6人、中学校で男性2人だけということで、合計で8人ということになります。

普通の給食と、ご自宅からお持ちになったお弁当と併用されている方が、小学校で男5人、女6人、中学校はなしということで、合計で11人ということでございます。

それからアレルギー対応給食と、それからお弁当の併用ということになりますと、小学校で男女3人ずつ、中学校で男1人ということで、合計で7人ということでございます。

○委員（小林和子） ありがとうございます。

この数字が多いか少ないかわかりませんが、それぞれ学校で給食のほうでいろいろ御苦労がありがたおもいますがよろしくお願ひします。

○委員長（紅林由紀子） ほかに何かございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 20ページに、エピペンの自己注射のことが書いてありますけれども、エピペンは本人もしくは保護者が注射することが原則ですが、アナフィラキシーの進行は急速で、場合によっては児童生徒が自分でできないときには教職員がするっていうふうに書いてありますけれども、教職員がする場合も模擬テスト用のようなもので、どういうふうにするのか実際にやってみたりすることも結構大事なので、そういうことはどうなんでしょうかね。

○指導課長（宇都宮聡） トレーナーキットを使って、夏期休業中に全教職員がトレーナーキットではやっております。実際のものではやっておりません。いわゆる調布市みたいに慈恵医大さんについて実際に打つ訓練をするというのはしておりません。

○委員（寺村豊通） でも模擬テスト用はないにしてもこんな形でできるというのがわかれば全然違うと思います。

○委員長（紅林由紀子） ほかに何かございますでしょうか。

今、保護者向けの調査回答表を拝見しているんですけども、今まで私の記憶では小学校では、「何かアレルギーがありますか」みたいな感じで書き込み式だったように思うんですけども、これは気管支ぜんそくっていう、いろいろ5つのアレルギー疾患について「はい」、「いいえ」というふうに書くような形になっていますが、結構、すみません、例えば花粉症であるとか、猫アレルギーであるとかそういうふうな把握をしているケースがあるかなというふうに思いまして、例えば、猫アレルギーによって気管支炎になったり目が赤くなったり鼻水が出たりみたいなそういった症状が出るというような、花粉症でも、鼻水も出るけど目が赤くなるみたいなそんな感じのように何となく思うんですけども、もちろん専門的ではないので、それはあくまでも素人的な感覚ではそういう感じなんですけど、そういった場合に、ちょっともちろん気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、結膜

炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎っていう、そういうぜんそくとかアトピー性皮膚炎とか食物アレルギーというのは、それで「はい」がつくと思うんですけども、その辺のそういったとらえ方である保護者には、何かその目安みたいな、こういった場合はこういうふうに書いてくださいみたいな、そういったことはわかるような形になるのでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） あくまで先ほども御説明申し上げましたように、学校生活管理指導表というのは医師が書くもので、この5アレルギーに対して学校として配慮しなければならない事項がある場合には医師が書いてくるものであって、今おっしゃった部分については、その中に書かれている例で、ちょうどその同じページにも書いてありますけれど、参考としてアレルギー疾患と関連の深い学校での活動というのが書いてあって、その例えがおっしゃっていた動物との接触を伴う活動の部分で、丸がついている部分については特別な配慮が必要な場合には、これは管理指導表を書いていただいてくださいということになるわけです。それで、今、目が赤くなっちゃう、要するに管理指導をしなければならない部分でいいものについては健康調査表というのを委員長もお書きいただいたと思うんですけども、アレルギーの部分で書くものがあるんです、毎年書いて6年間使うものがあるんですが、今それを改訂して、そういったものを保護者の方に一回4月にお返しした時に詳しく書き込めるような形のものに、今改訂をしております。ですので、普段の要するに管理指導表を書いてもらう間でもなく、ないんだけども配慮してほしいよというものがあれば、そこで書いていただくということで4番の項目を設けているところです。「アレルギー疾患による学校生活での特別な配慮は必要ありませんが、アレルギーに関する情報提供は健康の記録に記載しお知らせします。健康の記録は学校で配布されます」という欄にチェックをしていただければ、今のことについては学校としては配慮できるということになります。

○委員長（紅林由紀子） はい、よくわかりました。どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、細かい問題をつくっていただいてありがとうございました。続きまして、報告事項8 市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル2013の開催について説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル2013について御報告させていただきます。

開催日は、例年と同じように体育の日でございます。お手元でございますように総合スポーツセンターを中心に行います。広報ホームページ、あるいはチラシを配りましてPRに努めていきたいなとこのように考えています。

なお、例年、体育協会、あるいはスポーツ推進委員の協力をいただきまして陸上競技場あるいは野球市民球場で催し物をしておりましたが、今回につきましてはスポーツ祭東京で、そういったほうで動員がかかっておりますので協力はむずかしいということで、本年は屋外での催し、陸上競技や野球場の催しもございますのでよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
ただいまの報告につきまして、何か御意見や御質問ございますでしょうか。
例年のものと少しそういう意味では縮小という形になるわけですね、スポーツ祭東京との兼ね合いがあり一部縮小して行うということでございます。
ではこの件は終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
続きまして、報告事項9 昭島市民図書館分館等運營業務委託業者選定審査委員会要綱について説明をお願いします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項9 昭島市民図書館分館等運營業務委託業者選定審査委員会要綱について、その内容について御説明させていただきます。

昭島市民図書館分館等運營業務に係る委託契約の相手方の業者を企画提案型競争方式により選定するため、昭島市民図書館分館等運營業務委託業者選定審査委員会を設置いたすものでございます。

第2条の所掌事項で、業者の選定にあたって競争に参加するものから提示される業務提案の内容を審査し、その結果を昭島市指名業者選定等委員会に報告することとしております。第3条の組織では、委員長、副委員長及び5人の委員をもって組織すること、委員には企画政策室長、庶務課長、社会教育課長、契約管財課契約係長、整理係長、貸出係長をあてることとしております。第4条以降で委員の任期、委員長及び副委員長の職務、会議、守秘義務について規定しております。第8条で委員会の庶務について規定しております。第9条で委員会の運営について必要な事項は別に定めるとしてあります。また、附則で、この要綱の実施日を本日としてあります。

以上、簡略な説明でございますがよろしくお願いいいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

昭島市民図書館分館等運營業務委託業者選定審査委員会要綱ということですが。

○市民図書館長（太田 勇） 委員の中に、契約管財課契約係長が入っております。4番目にそのものが入っております、大変申しわけございません。それで委員が6人になります。先程、説明時には6人を読み上げましたが申し訳ございません。

委員は企画政策室長、学校教育部庶務課長、生涯学習部社会教育課長、総務部契約管財課契約係長、整理係長と貸出係長の6名でございます。

○委員長（紅林由紀子） そうすると、第3条の委員5人というのは6人ということになりますか。

○市民図書館長（太田 勇） そのとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

それでは第3条は、委員長、副委員長及び委員6人ということで訂正をお願いします。そして委員はここに記してあります5人のほかに、総務部契約管財課契

約係長をもう一人加えるということで訂正をお願いいたします。

この件につきましてほかに何かございますでしょうか。分館についてももう既に委託はされていると思うんですけども、もう既に委託されていらっしゃるんですよね。

○市民図書館長（太田 勇） 平成 23 年度から 3 年間の契約を締結しております。3 年間の契約が来年の 3 月 31 日で終了しますので、その後の 5 年間の契約を締結いたすために、また、その契約方法にプロポーザル方式を予定しておりますので、その提案内容を審査する委員会でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ということでございます。来年 4 月以降の業者を選定するための委員会要綱ということでよろしいですね。

それではこの件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項 10 昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーの募集について説明をお願いいたします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 昭島市民会館ネーミングライツ・パートナー募集について概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

主に、スポーツ施設や文化施設などの公共施設に企業名等の愛称をつけるネーミングライツ、施設命名権をその企業等に付与するかわりに、ネーミングライツの付与を受ける企業等であるネーミングライツ・パートナーからその対価を得て、市として新たな財源を確保し、施設の適切な管理運営を行うとともに施設の魅力を高め地域活性化につなげる観点から、本市においては平成 25 年度市政運営の基本方針の中で、ネーミングライツなど新たな歳入確保策の積極的な検討を進めることといたしております。

先月、策定されました昭島市ネーミングライツの付与に関する指針に基づき、9 月 5 日に開催されました第 1 回昭島市ネーミングライツ検討委員会において、本市でネーミングライツを導入するにあたり、今回昭島市民会館を対象施設とすることに決定いたしました。お手元の資料のとおり、募集金額、年額 250 万円以上、募集期間 5 年以上、これはそれぞれ提案金額、提案期間ということになります。募集方法は公募とし、募集要項を作成し公表してまいります。今後導入に向け準備を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

昭島市民会館のネーミングライツ・パートナーの募集ということで、ネーミングライツという、昔はなかったような、そういう時代なんだなというふうに思いますけれども、歳入の確保のためにこういうことをするというところでございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

よろしいですか。どういった名前になるのか楽しみなところでございます。よろしくをお願いいたします。

報告事項 11 昭島市民文化祭の開催についてお願いします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 市民文化祭について御報告申し上げます。

市民文化祭は、市内で文化活動をされている団体や個人が、日ごろの活動の成果を発表する場として、また市民相互の交流を図る機会として毎年開催しているものでございます。

本年度の市民文化祭は演奏演芸 12 部門、展示 13 部門、そして囲碁将棋、茶会など 3 部門を合わせ、28 部門 77 団体が参加し、10 月 12 日から 11 月 3 日まで、主に土日を中心に開催いたします。各部門の内容や日程などの詳細につきましてはお手元の行事日程表のとおりでございますが、ぜひ多くの皆様においでいただきたいと思っております。

また、10 月 11 日にはその開会式にあたるオープニングフェスタを開催いたします。既に教育委員の皆様には案内状をお送りさせていただいておりますが、ぜひ御参加いただきたくよろしく願い申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

昭島市民文化祭の開催についてございました。何かございますでしょうか。

ぜひ会期中は足をお運びいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で報告事項 1 から 11 までの説明が終わりました。報告事項 12 から 21 については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いいたします。

12 の「未来をひらく」発表会の実施報告についてですけれども、列席させていただきましたけれども非常にいい発表会で、多くの方に御来場いただき大変よかったなというふうに思います。どうも実施、御苦労様ございました。

ほかには何かございますでしょうか。

14 の陶芸室整備事業及び整備ということでございますけれども、これはほかにこういった市立会館で陶芸室がある所はあるのでしょうか。

○社会教育課長（片岡国幹） 市立会館 11 館の中で、陶芸の設備を持った所はございません。今回の整備につきましても福島会館の中の陶芸室ということではなく、こちらにありますように保健福祉部が所管ということで、敷地の一部に高齢者用の陶芸室を設置するということでもあります。

○委員長（紅林由紀子） そうしますと、それを市民の団体が借りたりとかそういうことはできないということですか。

○社会教育課長（片岡国幹） 現在も松原の高齢者センターには同様の施設がございまして、こちらについて市内の高齢者向けの施設ですので、年齢的な条件を備えた方に管理をしていただきながら利用している状況でございます。使用している団体も増えておりますので、その団体等で同様に今一カ所のところを二カ所で使っていくという形になるかと思っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。そうすると、どちらかという高齢者向けの施設ということでよろしいですね。

○社会教育課長（片岡国幹） はい。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

いよいよスポーツ祭東京 2013 も開催間近ということでどうぞよろしくお願い致します。大変ですけど。

ではないようですので、続きまして、その他の事項につきまして事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは最後に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、10月17日木曜日、午後2時30分から、場所は市役所301会議室でございます。この日は先ほど報告いたしましたが、午前中に学校訪問を予定しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

今回は10月17日ということでございます。よろしくお願いいたします。

それではよろしいですか。以上をもちまして、大変時間が長くなってしまいましたけれども、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第9回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署名委員

2 番 委 員

3 番 委 員

調整担当